

山形県知事 吉村 美栄子 殿

管理番号

施設の郵便番号 〒

-

施設の所在地

法人又は  
施設の名称

代表者の役職

代表者の氏名

## 山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金交付申請書

標記給付金について、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

## 1 「賃上げ支援事業」申請内容



対象施設であり、その他要件を満たす又は誓約するため、「賃上げ支援事業」を申請します。



対象施設ではない又はその他要件を満たさない・誓約できないため、「賃上げ支援事業」を申請しません。

※以降、1の内容は記入不要です。

**有床診療所のみ入力**

施設区分	施設の名称	許可病床数	給付金額

## 【許可病床数の考え方（物価支援事業も同じ）】

- 許可病床数については、令和7年8月1日時点での使用許可病床数とし、令和7年8月2日以降に令和7年度（令和6年度からの繰越分）山形県病床数適正化支援事業給付金の支給を受けて削減した病床数は除く。

## 【対象施設であることの申出】※該当する項目にチェックを入れること



①：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬のいずれかを届け出ている。（薬局は記入不要）



②：令和8年3月1日時点において、別紙に掲げる診療報酬の対象外（薬局である場合又は③に掲げる職種の職員しか配置しておらず、現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出しができない場合等）だが、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出る。



③：②に該当する場合の職種構成は以下のとおり。（該当する職種に○を記入してください。薬局は記入不要）

医師

歯科医師

その他医療に従事しない、専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員

## 【その他要件を満たすことの確認・誓約等】※該当する項目にチェックを入れること



④：原則として、本事業の給付金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大する。（④、⑤、⑥の重複可）



⑤：賃金表や給与規程等の変更に時間を要するため、本事業の給付金を活用して令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給する。さらに、令和8年4月から5月までベースアップを実施し、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行う。（④、⑤、⑥の重複可）



⑥：令和7年度の対象職員のベースアップが令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施しており、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に、本事業の給付金を充てる。（④、⑤、⑥の重複可）



⑦：本事業の給付額は④～⑥のために支出する。



⑧：本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させない。



⑨：例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わない。



⑩：労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない。



⑪：労働保険料の納付を適正に行う。



⑫：定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に、本給付金を充てない。



⑬：令和8年8月1日までに賃金改善報告書（様式第2号）を山形県に提出します。

※報告額が給付金額を下回った場合、差額分を山形県に返還する必要があります。

**有床診療所のみ入力**

## 2 「物価支援事業」申請内容（訪問看護ステーションは記入不要です）

施設区分	施設の名称	許可病床数	給付金額

## 3 交付申請額（1, 2の合計）

円

### 【同意・誓約】※必ずチェック（レ点）願います！

私は、山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金（以下「給付金」という。）の交付申請を行うに当たり、以下の内容について誓約・同意します。
<ul style="list-style-type: none"><li>健康保険法上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から申請時点までに診療報酬請求の実績がある。</li><li>令和8年1月1日において廃院・廃止しておらず、申請時点においても同年1月2日以降に廃院・廃止を予定していない。（ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、山形県知事がやむを得ないと認めた場合を除く。）</li><li>山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金交付要綱第10条の規定により、交付決定の一部又は全部が取り消された場合は、山形県の求めにより、給付金の一部又は全額の返還に応じます。</li><li>申請内容に疑義があった場合に、山形県が関係者に対して本申請の内容について調査することに同意します。</li><li>申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、山形県が補正することに同意します。</li><li>申請内容の不備が、山形県が指定する期限までに解消しなかった場合は、山形県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。</li><li>交付の決定後、申請等の不備による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により、山形県が指定する期限までに当該不備を解消しなかった場合は、申請者は給付金の支給を受けることを辞退したものとみなし、当該申請の交付の決定を取り消すことに同意します。</li><li>申請者が次のいずれにも該当せず、かつ、将来においても該当しません。<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 役員等（法人の役員、対象施設の長その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるもの</li><li>(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの</li><li>(3) 役員等が自己、当該法人若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの</li><li>(4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの</li><li>(5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの</li></ul></li></ul>

### 4 振込先口座（申請者名義のものに限る。）

金融機関名 ※「銀行」まで記載		金融機関コード		口座種別 (普通／当座)	
支店名		支店コード		口座番号	
口座名義					
カタカナ名義					

### ※必ずチェック（レ点）願います！

振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写しを添付してください。

### 5 連絡先

担当者名		電話番号	-	-
電子メールアドレス	@			